

苫小牧市立中央図書館

電子情報サロン等に関する仕様書

苫小牧市教育委員会

教育部生涯学習課

1 目的

利用者の調査研究に係る情報収集の一助とするために、「電子情報サロン等（インターネットサービス等）の場」を提供すること。

2 運用期間

平成31年（2019年）4月1日から平成36年（2024年）3月31日までの5年間とする。

3 基本的要件

利用者がインターネット等を安全かつ快適に利用できる環境整備を行うこととし、必要な費用は全て指定管理者の負担とする。

(1) 電子情報サロン等の基本要件は以下の機器及び環境を整備すること

- ア 電子情報サロン室インターネット用端末・・・・・・・・・・8台
- イ 参考図書室インターネット用端末・・・・・・・・・・3台
- ウ 参考図書室レーザープリンター・・・・・・・・・・1台
- エ 電子情報サロン室受付用の管理端末・・・・・・・・・・1台
- オ ビデオ閲覧用テレビ・・・・・・・・・・6台
- カ ビデオデッキ・・・・・・・・・・7台
- キ 衛星放送用液晶テレビ・・・・・・・・・・1台
- ク その他上記利用に当たり必要な消耗品等（イヤホンなど）・・・・・・・・・・必要数

※ア〜クまで既存品の流用も可能とする

(2) 物品の調達及び設置等

インターネット用端末は12台（電子情報サロン室8台、参考図書室3台、受付1台）とし、その他インターネット接続に必要なネットワーク機器等を調達・設置することとし、インターネット回線の施設内への引込み（工事費等）も含めることとする。

なお、必要に応じてインターネット用端末台数を増加することは妨げないものとする。

(3) ネットワークの設定等

ネットワーク機器等の設定及び調整作業、ネットワーク認証等の検証を行うこととし、プロバイダ契約等各種手続を行うとともに、施設内の必要なLAN配線も行うこと。

(4) インターネット用端末ハードウェアの要件

| | | |
|--------|-----------------------|------------|
| 本体 | ノート型パソコン | タブレット型パソコン |
| OS | Windows7 Professional | ios 8.1.2 |
| CPU | intel CORE i3 | Apple A5 |
| メモリ | 4GB 以上 | |
| ディスプレイ | 15 インチ以上 | 9.7 インチ以上 |

- ア 上記使用と同等品以上とする。
- イ タブレット型パソコンの場合無線 LAN にも対応可能であること。
- ウ ハードウェア対策 USB ロック、読み込み専用 DVD、盗難防止セキュリティワイヤ（ワイヤーと固定箇所との南京錠など含む）

(5) インターネット用端末ソフトウェアの要件

- ア フィルタリングソフト
- イ ウイルスソフト（サーバも対象）
- ウ ブラウザソフト（推奨：Internet Explorer11 以上）
- エ 管理ソフト（端末の OS アップデートや画面監視等が可能な運用ソフト）
 - ※上記ソフトウェアはクライアント数必要分及び契約期間分（5年）調達すること
 - ※フィルタリング及びウイルスソフトは最新情報を適用（パターンファイル更新等）
するような構成とすること

(6) レーザープリンターの要件

- ア FUJI XEROX DocuPrint3100 と同等品以上
- イ トレイモジュール（250 枚）
- ウ 両面印刷モジュール

4 保守管理

(1) 期間内の維持管理費用

インターネットプロバイダ料（月額）や衛星放送受信料などの電子情報サロン等業務運営に必要な維持費等の支払は指定管理者の負担で行うこと。

(2) 機器及びソフトウェア保守

電子情報サロン等の機器等は指定管理者が設置し、保守管理についても指定管理者の負担で行うこと。なお、障害時については状況及び対応を苫小牧市教育委員会（以下「委員会」という。）へ報告すること。

5 貸与品

貸与品は電子情報サロンで継続使用可能だが、老朽化が進んでいることから故障が発生する可能性がある。故障時には機器等の更新も含めた提案をすること。

- (1) ビデオ閲覧用テレビ 6 台
- (2) ビデオデッキ 4 台
- (3) 衛星放送用液晶テレビ 1 台
- (4) その他消耗品（イヤホンなど）

6 データ保護及びプライバシーの保護

(1) データ保護

電子情報サロン等の運用に当たっては、苫小牧市個人情報保護条例（平成 7 年条例第

2号)及び苫小牧市個人情報保護条例施行規則(平成7年規則第6号)に基づく個人情報の保護に関する事務の取扱いについて、趣旨を十分理解の上、指定管理者の責務において、個人情報保護マニュアル等を作成し、業務従事者全員を対象とする研修等を実施することにより、徹底すること。

(2) プライバシー保護

プライバシー保護の観点から、操作権限パスワードの設定、ネットワーク上における外部からの進入対策機能を整備すること。

7 利用状況報告について

電子情報サロン室及び図書参考室の利用状況・利用者数・利用時間などを日々管理し、「月間・年間利用者状況報告」を行う体制を整えること。

8 運用について

インターネット用端末の利用については、現行の運用方法に準拠し、管理すること。

(1) 申請書記載

(2) 本人確認

(3) 利用時間、回数の制限

(4) 利用制限事項(設定変更、外部媒体利用禁止など)

(5) その他、「苫小牧市図書館利用者用インターネット端末利用要綱」に準拠すること

9 その他

(1) インターネット上の脅威を防ぐために、適切と思われる下記対策を講じること。

ア 各端末・サーバへウイルス対策及びフィルタリングソフトを導入し、ウイルス感染対策及び有害サイトにアクセスできないようにすること。

イ 利用者による設定変更対策及び業務継続のため、各インターネット用端末には、利用前の状態に復元できるような対策を講じること。

ウ インターネットを利用した以下のような不正行為を防ぐための措置を講ずること。

(ア) 不正アクセス、ハッキング、プライバシー侵害等の非合法行為及び他人への嫌がらせ等、公序良俗に反する行為の防止

(イ) メールの送受信、掲示板への投稿、チャット、ゲーム等による迷惑行為の防止

(ウ) 犯罪、わいせつ等社会通念上好ましくない情報の閲覧の防止

(エ) オークションへの入札、ショッピング等の調査研究目的以外の利用の防止

(オ) ソフトウェア、データ等のダウンロード及び既存ソフトのインストールの防止

(カ) 端末及び外部記録媒体への情報の保存の防止

(キ) システム及びプログラムの改変の防止

(ク) 利用者が持参したメディア、外部記録媒体の接続及び使用の防止

(2) 各端末・サーバのOSセキュリティパッチ及びソフトウェアのアップデートは必要の都度実施すること。

また、契約期間内における各端末・サーバOS等のアップデート及びミドルウェア等

のサポート終了に伴うバージョンアップ等については考慮して構築し、利用しているソフトウェアの動作保証をすること。

- (3) インターネットを利用した閲覧ログを保管し、委員会の求めがあったときには閲覧に供すること（ログは外部媒体へのバックアップを行い、2重管理とすること）。
- (4) 公衆無線LANの環境整備に対応できるよう構築すること。
- (5) 北海道青少年健全育成条例に基づく閲覧制限を実施すること。ただし、利用者から閲覧制限解除申請があった場合は、委員会への協議のうえ、一時的な解除が指定管理者側で対応可能な構成とすること。
- (6) 参考図書室レーザープリンターは、参考図書室に利用者用複写機を設置する場合は、利用者用複写機で対応することも可能とする。